

# 特集 貧困問題と社会福祉の役割

堀場純矢

日本では近年、経済のグローバル化による国際競争激化の名のもとに、政府・財界が一体となって進めてきた労働法制の規制緩和の結果、非正規労働者が4割に増加するとともに、相対的貧困率が16.1%（2012年）に達している。

このように貧困問題が深刻化しているにもかかわらず、それを防ぐための生活保障制度は、「すべり台社会」（湯浅 誠『反貧困』岩波新書、2008）といわれるほど脆弱である。

その一方で大企業は、アベノミクスによる円安・株価の上昇などを背景として、内部留保を増大させている。とくに近年は、大企業の正社員であっても、成果主義のもとで精鋭的な働き方が求められるなかで、ブラック企業や「名ばかり管理職」「名ばかり正社員」が社会問題化するなど、雇用が劣化している。

したがって、貧困問題は一部の低所得層だけの問題ではなく、階層や問題の現れ方に差異はあっても、同じ労働者として抱えている労働・生活問題には共通性・連続性がある。

しかし、日本では「生活保障バッシング」に代表されるように、労働者のなかにも自己責任論が根強く存在している。

このようななか、安倍晋三政権は前述した状況に拍車をかけるように、逆進性の強い消費税を財源とした「社会保障・税の一体改革」のもとで、生活保障基準のひき下げ、社会保障制度改革推進法による国家責任の後退と自助原則の強調、医療・介護総合確保推進法による医療・介護の切り捨て、子ども・子育て支援新制度による保育の市場化など、社会保障・社会福祉制

度の改悪の流れを加速化させている。

そこで本特集では、貧困問題が最も集約された形で現れている社会福祉の各領域から、ケアの受け手と担い手双方の実態を明らかにしたうえで、それぞれの運動の課題を共有したい。

まず、山田壮志郎氏は膨大な貧困層の存在の一方で、政府が生活保障の機能を縮小させる制度改革を推し進める背景に、ネガティブな市民意識の広がりがあるとし、生活保障がナショナル・ミニマムであることを、広く共有することの必要性を指摘している。

井口克郎氏は、社会保障制度改革推進法が社会保障の国家責任を形骸化するとしたうえで、介護分野における制度の後退と疲弊する人々の状況をふまえて、憲法や国際人権規約の健康権の実現を目指した政策の必要性を指摘している。

田中智子氏は、障害者の家族に生じる不平等について、家計構造が知的障害者に優先的に配分されており、低位な世帯所得が家族に「二次的依存」をもたらし、「親なき後」問題に繋がっていると指摘している。

最後に筆者は、児童養護施設の調査をとおして、子ども虐待が増加した背景に親の労働・生活問題の深刻化があること、および、施設職員労働条件は相対的に安定しているが、働き方の視点からみると問題があることを明らかにしたうえで、両者の階層性を捉えることの重要性を指摘している。

なお、今号は他の論稿も本特集に合わせたものである。ご一読いただけたら幸いである。

（ほりば・じゅんや：日本福祉大学，社会福祉学）